

～伝統的建造物群保存地区保存地区内（伝建地区）での現状変更行為について～

南九州市知覧町郡上郡地区一帯は、昭和 56 年 11 月に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、市の条例や保存計画に基づき歴史的景観の保全を行っています。

地区内で以下の行為を行う場合は、市の許可が必要となりますので、設計等を行う前にご相談ください。

また、地区の景観を保全する上で重要な現状変更行為については、南九州市伝統的建造物群保存地区保存審議会において、審議を行います。審議会の開催日程により、許可までに時間を要する場合がありますので、お早目に相談ください。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

◎許可の必要となる行為

- (1) 建物や工作物の新築・増築・改築・除却
- (2) 太陽光発電の設置（地区内におての設置は不許可）
- (3) 建築物等の修繕，模様替え又は色彩の変更による外観変更
- (4) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (5) 竹木の伐採
- (6) 土砂の採取



※ 所有される土地を売却される場合は売却する方にもお伝えください。

【問合せ先】

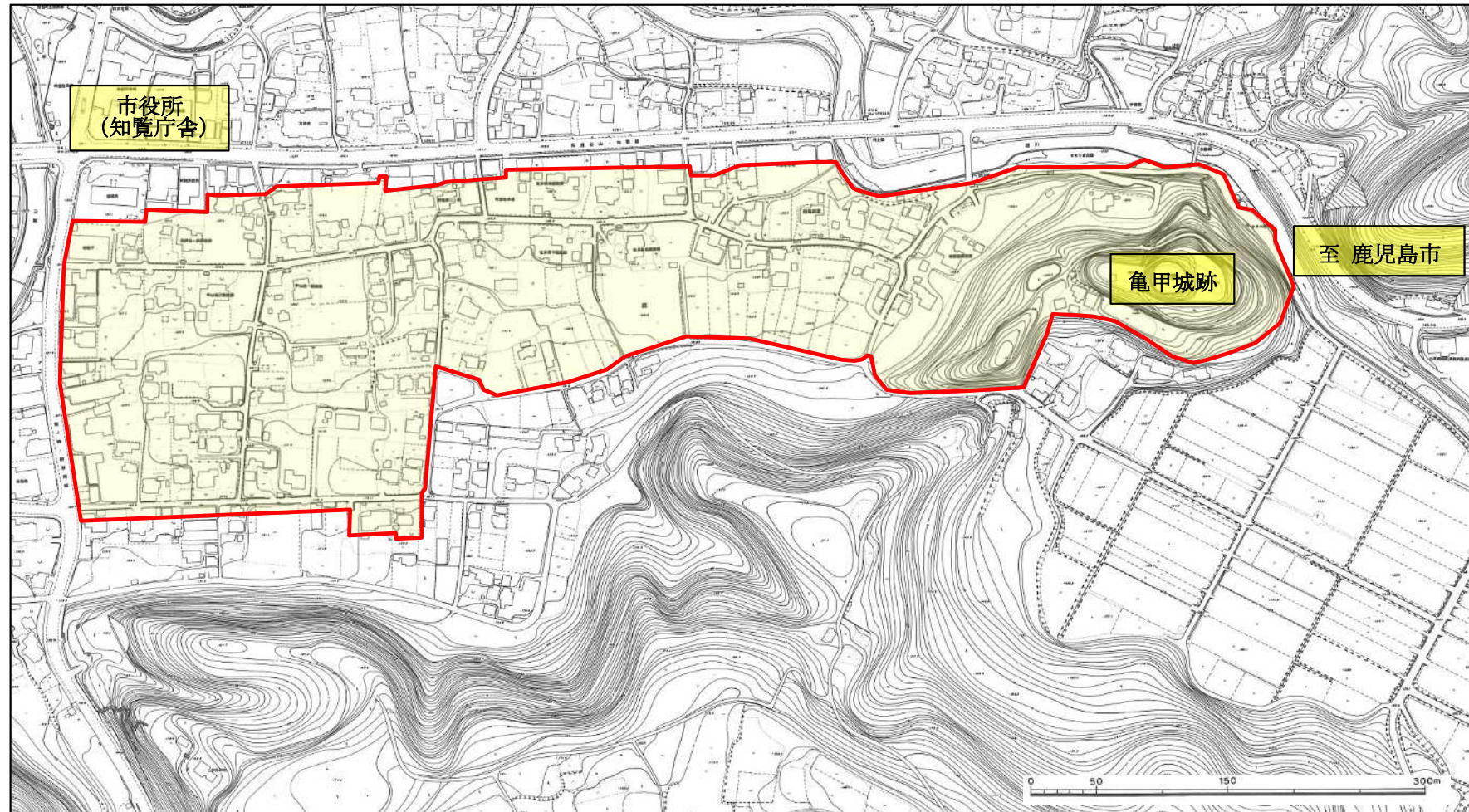
〒 8 9 7 - 0 3 0 2

南九州市知覧町郡 1 7 8 8 0 番地（ミュージアム知覧内）

南九州市役所 文化財課 文化財係

TEL 0 9 9 3 - 8 3 - 4 4 3 3 FAX 0 9 9 3 - 8 3 - 4 4 3 3

伝統的建造物群保存地区保存地区に選定されている範囲（略図）



※所有する土地が伝建地区内かどうかの詳細については、文化財課までお問い合わせください。